

**2009年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の重点要望**

2008年10月16日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎内 日本共産党横浜市会議員団控室
TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

2008年10月16日

横浜市長 中田 宏 様

日本共産党横浜市議員団
団長 大貫 憲夫

2009年度横浜市予算編成にあたっての要望書

国の大企業のもうけ最優先と「構造改革」路線のもとですすめられた、雇用破壊と社会保障の過酷な負担増と給付減、増税による貧困と格差の拡大が、日本社会に重くのしかかっています。原油や穀物の高騰とアメリカ発の金融危機による影響とあわせ、その是正を政治に求めています。

横浜においても、市民生活へのそのあらわれは深刻であり、本市の2009年「都市経営の基本的な考え方」(依命通達)では、市民意識調査の分析を通じ、「不安定な就労や多重債務、自殺の問題など社会的格差に関連する不安感の増大が見られる」として、福祉・医療の充実、セイフティーネットのあり方など安全・安心の確保策については、横断的体系的に取り組み、実効性あるものする必要があるとの認識を示しているところです。

いまこそ、横浜市政がよって立つべき立場は、「住民の福祉の増進」という地方自治の原点に立ち返り、市民のくらしと福祉をまもるためにあらゆる手立てを尽くすことです。

来年度予算の編成にあたっては、この立場から、原油・穀物高騰、金融危機から市民のくらし・営業を守る緊急対策、低所得層や若年層のための施策をはじめ、福祉・医療、教育条件の拡充、中小企業対策、緑と環境、防災対策などを重点とすることが求められています。また、市民サービスに係わる事務事業の見直しに当たっては、サービス水準の切り下げと、市民負担増の方向で行わないことも当然のことです。

「財政健全化路線」については、地下鉄事業、南本牧埋め立て事業、上大岡再開発事業の市債償還に市税をあてる計画のうち、返済期間を延長するなど、見直しも迫られています。

この要望書は、以上の視点から、当面の政策課題を重点的にまとめたものです。予算編成にあたっては、これらの要望を積極的に取り入れられるよう強く要望するものです。

(1) 福祉・子育て・医療を充実し、市民の命とくらしを守ること

1) 子育て支援の強化を

1. 小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、当面小学3年生までに拡充すること。県の助成年齢引き上げに伴う一部負担金は導入しないこと。
2. 小児救急医療を充実・強化するため、小児科医の確保にむけて拠点病院への補助金を必要に応じて増額し、市としてNICUの整備拡充を行うこと。
3. 産婦人科医不足の解消に向けて、国に対策を求めるとともに、横浜市として産婦人科医手当の増額など対策を講じ、市民病院の産婦人科医師欠員を解消すること。また、医師会看護専門学校などに助産師養成コースを新設すること。
4. 妊婦健診の公費助成回数を引き上げ、助成額を増額すること。特に、初回は実態に合わせて増額すること。
5. 認可民間保育所への法定外扶助費を増やし、常勤職員を増やすこと、非常勤・パート・派遣職員の増加を抑制し、研修費の増額により、保育の質を向上させること。
6. 一時保育やアレルギー・発達障害を持つ子どもの保育、産休明け保育等きめ細かな対応を実施している保育所に対して、十分な職員配置の予算措置をとること。
7. 市立保育所の耐震化計画を前倒しし、早急に進めること。
8. 民間保育所の耐震診断・耐震工事の補助を4分の3から100%に拡充して、早急に進めること。また、老朽化した民間保育所の建替えの年次計画を市の責任で策定し、計画的に実施すること。
9. 全保育所へAEDを設置すること。
10. 認可保育所・横浜保育室への営利企業の参入は規制すること。
11. これ以上の市立保育所の民間移管は行わないこと。
12. 横浜保育室・家庭保育福祉員への基本助成費を引き上げるとともに、新年度に定員割れになった場合、年度中途の保育児の増加に対応する待機職員の人件費を補助し、安定した運営ができるようにすること。
13. 民間保育所や横浜保育室等へのアレルギー食及び障がい児補助を増額し、拡充すること。
14. 横浜保育室の保育料については、認可保育園と同様の制度に向けて検討すること。当面、一律1万円の保育料軽減ではなく、所得に応じたものに助成額を増額すること。
15. 学童保育については、対象児童を6年生まで拡大し、運営費を増額するとともに、施設を市の責任で確保すること。特に障がい児受け入れの際には、指導員を加配できるような額に増額すること。
16. 大規模学童保育や学童保育空白地域を解消するため、学童保育の新規希望者に対して、資金も含めて援助すること。
17. 幼稚園児への就園奨励補助金額をさらに引き上げること。
18. 保育所・幼稚園等への上下水道料金減免制度を復活させること。
19. 被保護児童が増えている現状から、児童相談所のケースワーカー等の職員を増加し、引き続き養護施設等その後の受入れ施設を増設すること。

20. 養護施設に、被保護児童の心のケアに関わる「心理判定員」などの専門家を配置すること。
21. 「子どもの虐待防止センター」などの専門施設をつくること。また、里親制度の充実強化など、市が責任をもって対策を講じること。

2) 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を

1. 介護保険事業の拡充を

- ①施設入所を希望する人に応えられる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなど、介護施設の整備を引き続き早急に推進すること。
- ②特別養護老人ホームの新規建設は、個室・ユニット型に限定せず、低所得者が入所しやすい従来型も含めて整備すること。
- ③中学校区ごとの介護予防拠点である地域ケアプラザの設置を促進すること。地域ケアプラザでのデイサービスを新規開設も含めて実施し、介護予防事業の利用率向上に努めること。
- ④「介護予防プラン」作成や、地域支援事業の運営、相談・調整業務を行う「地域包括支援センター」は、必要な個所数を設置し、専門職の安定的な人材確保のために、必要な財源を確保すること。
- ⑤食費や居住費の「補足給付」の周知徹底をすすめるとともに、施設や短期入所だけの適用になっている現状から、通所（デイサービス）の食費の負担軽減の助成を本市独自で行うこと。
- ⑥社会福祉法人の利用者負担1/2軽減を現在の要件で継続するとともに、介護サービスを提供する医療法人や財団法人等にも拡大すること。
- ⑦介護ベッドや車イス等福祉用具の貸付が受けられない「要支援1・2」「要介護1」に対して、レンタル・購入などの本市独自の助成制度を創設すること。
- ⑧「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービス（生活支援）等の、在宅サービスの一律打ち切りはやめること。
- ⑨「要支援1・2」に対し、「介護予防ケアプラン」作成費用の助成等の支援を行うこと。
- ⑩「特定高齢者」を対象とした「地域支援事業」の利用料は、引き続き無料にすること。また、利用者増を図る手立てを抜本的に強めること。
- ⑪介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難の原因となっている介護報酬の引き下げをやめ、介護労働者の賃金が適正な水準を確保できるよう、保険料の水準に留意しつつ、介護報酬の引き上げを行うなど、人材確保のための所要の措置を講じるよう、強く国に要望すること。
- ⑫介護保険の「見直し」で保険料の「自己負担割合の見直し」がいられているが、余剰金・介護保険給付費準備基金の取り崩しや一般財源の投入等により、被保険者の負担増とならないようにするとともに、減免制度を充実させること。また、高齢者の生活や人権侵害につながる「介護とりあげ」を行わないよう国に強く要望すること。

2. 敬老特別乗車証（敬老パス）制度については、応益負担による負担金の引き上げや利用制限などの導入は行わないこと。
3. 小規模多機能型居宅介護拠点、夜間対応型訪問介護ステーションなど地域密着型サービス事業の推進を抜本的に強め、サービス利用者増を図ること。
4. 高齢者世帯等住み替え家賃助成制度の見直しについては、機械的な適応除外はやめること。

3) 障がい者施策の拡充を

1. 障がい者差別禁止条約への国の批准の動きに合わせ、障がい者差別禁止条例を制定すること。
2. 障がい者自立支援法に関して
 - ①本市独自に実施している市民税非課税世帯に対する福祉サービスへの利用者負担額の全額助成措置を、継続させること。
 - ②自立支援医療を本市独自で全額助成すること。自立支援医療の更新時の個人通知については、更新申請書の受理期限の少なくとも1か月前に知らせ、1か月程度の遡及を認めること。
 - ③自立支援法の見直しにあたり、障がい者、家族、施設事業者への影響・実態調査を実施すること。
 - ④自立支援法の定率負担を見直すよう国に求めること。
3. 精神障がい者にも、他障がいと同様に、在宅障がい者手当、入院費助成、医師意見書料の無料化を適用し、重度障がい者医療費助成を県が行うまでは市で独自措置を行うこと。
4. 本市事業である地域生活支援事業（ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など）の利用者負担については、引き続き現行の負担料で利用できるようにすること。
5. 市単独事業である「地域作業所」や「運営委員会型障がい者グループホーム」については、従来通りの事業を継続し、運営費助成を拡充すること。
6. 精神障がい者の増加に見合った「生活支援センター」を増設し、センターでの「宿泊」事業を全センターで実施すること。障がい者の「就労支援センター」「グループホーム」等の整備・増設を行うこと。
7. 重度障がい者医療費援助事業については、県の動向に関わらず継続すること。
8. 重度障がい者タクシー料金助成を拡充すること。また、駐車禁止除外指定証の下肢障がい3、4級までの交付を県に要望するほか、障がい者移動支援事業を継続すること。
9. ハンディーキャブにもタクシー券を適用すること。
10. 福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーを全区とも早急に4人体制に充実させ、相談者のプライバシーが守れるように相談窓口を個室等にすること。
11. 障がい者の雇用については、目標値を明確にして横浜市および関係機関が率先して進めるとともに、事業者にも促進させること。

12. 障がい者の地域における生活支援として、ガイドヘルパー派遣事業の拡充、公共施設への手話通訳者の設置、多目的トイレのエリア毎の設置、精神障がい者自立支援アシスタント派遣事業の拡充等促進すること。また、「街づくり条例」における用途に供する部分の床面積基準を引き下げること。
13. 聴覚障がい者用補聴機器センターや、精神障がい者の親のための一時宿泊制度を新設すること。
14. 在宅心身重度障がい者手当を、精神障がい者にも拡大し、継続すること。
15. 介護認定で要支援1、2に認定された透析者に、介護保険制度の「通院等乗降介助」を適用すること。
16. 緊急災害時に備え、障がい毎に避難訓練の実施や備品・設備の整備を行うこと。

4) 国民健康保険事業の改善を

1. 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰り入れを増額して、国保料を引き下げること。
2. 国民健康保険料の減免基準は、生活保護基準の150%として対象枠を拡大するなど、現行制度を改めること。減免制度の活用にあたっては、市長裁量の枠を広げ、所得減少など実態に応じて行うこと。
3. 保険料滞納世帯に対して機械的な資格証明書の発行をやめ、医療を受ける権利をすべての被保険者に保障すること。滞納者の立場に立って相談に乗るとともに、滞納保険料の分納に応じるなど、保険料納付の意志がある滞納者に対しては、資格証明書の交付を行わないこと。
4. 小学生、中学生に対して「資格証」を発行しないこと。
5. 「税制改悪」による市民税増に基づく国民健康保険料の負担増軽減を図るため、各種の減免制度を周知徹底すること。
6. 年度中に75歳を迎える高齢者が国保の特定健診を希望した場合に、受診できるようにすること。

5) 保健・医療・福祉施策の拡充を

1. 義務づけられた「特定健診」項目に、結核等の発見に有用な胸部レントゲン検査を含め、健診の拡充を図ること。
2. がん検診の受診率を高めるため、負担額を引き下げ、受診対象者に個別に受診勧奨を行うこと。
3. 新型インフルエンザ対策への啓発事業の推進、医療体制の構築、必要器材の確保をすること。
4. 医療費の削減にもつながる肺炎球菌ワクチン・H i b ワクチンの接種の公費助成を行うこと。
5. 市民病院、脳血管医療センター、市大病院は、高度医療・政策医療と地域医療連携を担う拠点病院にふさわしく、医師の確保や体制の充実、環境整備を図ること。また、一

般会計からの繰入金の削減をしないこと。

6. 市民病院、脳血管医療センターは直営とし、独立法人化等を行わないこと。
7. 横浜市救急医療センターに深夜帯診療を復活し、公設で行うこと。
8. 初期救急医療の安定的運営のため、各区休日急患診療所等の減額された運営助成費を人件費補助方式に戻すとともに、早急に老朽設備の改善等を行うこと。
9. 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、養成および確保の対策を強化すること（市大病院を含む）。医学生への奨学金制度を市独自で行うこと。
10. 全市1保健所体制から、各区に1か所の保健所体制に戻すこと。当面、福祉保健センター常勤医師の増員を図ること。
11. 後期高齢者医療制度の廃止を市として国に求めること。廃止されるまでは、
 - ①被保険者へは丁寧な説明・周知に努めること。
 - ②保険料減免制度の拡充を広域連合に働きかけること。窓口業務となる「資格証」の発行は市の判断としてやめること。
 - ③県や市の補助金の投入で保険料の軽減を図るよう関係機関に働きかけること。
12. 社会福祉施設や医療機関への上下水道料金の減免制度を復活させること。
13. 最低生活を保障するために
 - ①生活保護申請の窓口申請書を常置し、申請権を尊重すること。
 - ②生活保護基準費の増額や廃止された老齢加算の復活、母子加算の見直しをやめるよう国に求めること。
 - ③生活保護世帯への慰問金や特別乗車証、上下水道料金減免制度を復活させること。
 - ④自立のための就労支援は、個々に応じた丁寧な支援を行うとともに、「資格」の取得等への経済的支援も行うこと。
14. ホームレスの自立支援制度の強化・拡充を行うとともに、ネットカフェ難民等の住居を保障する支援を行うこと。

6) 市民税等の減免制度の拡充を

1. 川崎市のように最低生活費の1.3倍を基準とした市民税減免制度を横浜でも創設すること。
2. 減免理由に所得減額の規程があることを周知文書に明記し、所得減額の規程も含め市民税減免制度の周知徹底をさらに図ること。
3. 職員の滞納解消年間目標による成果主義はやめ、市民税滞納世帯の個々の事情に対応した丁寧な収納相談を行うこと。
4. 要介護認定を受けている高齢者に対して、障がい者控除が受けられることを個別に連絡し、住民税の一層の減免に繋げること。

(2) 教育・文化・スポーツの充実を

1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を

1. 子どもの権利施策を推進する上で、「横浜市人権施策基本指針」に基づいて、憲法や

「子どもの権利条約」の理念を生かすこと。

2. 憲法の周知について、現在行っているリーフレットの配布に加え、学校で子どもが学ぶ場や、保護者を含め市民が学ぶ機会をつくること。
3. インターネットや携帯電話上のいじめも含め、「いじめ」「暴力」を行う児童生徒、その影響を受ける児童生徒の人間関係の調整やケアなどについて、不足している生徒指導担当を市独自で配置するなど、専門家も含めた権利侵害に対する救済体制をとること。
4. 小中高生の「不登校」については、フリースペースなど民間施設・NPO法人への家賃補助などの支援とともに、不登校の「親の会」や保護者へ公的支援を強めること。
5. 青少年の「引きこもり」解消のために、保土ヶ谷区で開設された「地域ユースプラザ」のような施設を各方面に設けること。
6. 学校間の競争をあおり、必要性もない「全国いっせい学力テスト」には参加しないこと。
7. 校長の「恣意的判断」による決定や教員のリストラにつながる国で制度化された「指導改善研修」は、中止すること。
8. 教職員の指揮命令を強め、教育本来の現場の職員らの自主性が損なわれるおそれがある主幹制度は、廃止すること。
9. 学校の暑さ対策として普通教室に扇風機が設置されたが、教室の環境調査を実施すること。
10. 学校特別営繕費を増額し、教室等環境整備を進めること。
11. 老朽校舎の建替え、学校施設のバリアフリー化を促進すること。特に、戸塚高校では、車椅子利用の生徒のためにグラウンドへのアクセスの改善を急ぐこと。
12. 学年費など保護者負担の軽減を図ること。
13. 学校間格差がますます広がる「学校ファンド」、「提案型学校配当予算の創設」、「メリットシステム」は導入せず、教育委員会が責任を持って教育予算を配当すること。
14. PFI方式で建設された学校では、維持管理業務が受託職員で行われ、一体的な学校運営が困難になるため、これ以上学校建設にPFI方式を導入しないこと。
15. 就学援助の適用対象を「生活保護基準額」とせず、広げること。
16. 学校保健法に定める疾病の中にアトピー、アレルギー病を含めるなど、実態に合ったものに改善するよう、国に要望すること
17. 教育の自主性を損ねる「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係わる協定書」は、白紙に戻すこと。
18. 2009年度から小学校の全学年が対象となる英語授業については、英語科免許を持つ専科教員の配置を行わないかぎり実施しないこと。

2) 30人以下学級を実施し、ゆきとどいた教育を

1. 義務教育国庫負担制度を維持するよう県に働きかけ、他の自治体と共同して国に強く求めること。

2. 小学校・中学校・高校で、教育効果が実証されている 30 人以下学級の実現を、県・国に働きかけること。
3. 低学年サポート事業を引き続き拡充すること。
4. 深刻な教師不足を解消するために、正規教員を採用・配置し、4 月における教員の欠員を解消すること。正規教員欠員に、臨時任用教員や非常勤講師を当てることは極力避け、産休育休病休の代替教員の確保は市教委が責任を持って行うこと。
5. コスト削減ありきの小規模校の再編統廃合はやめるとともに、港北区師岡小学校をはじめ北部方面に集中している大規模校を解消すること。

3) 安全で豊かな学校給食の充実を

1. 学校給食費の値上げは凍結し、見直すこと。給食費未納者に対する法的措置は、教育にはなじまないもので、行わないこと。
2. 小学校給食調理については、民間委託をやめ、直営で実施すること。
3. 食の安全性を最優先に食材調達を行うとともに、地産地消を推進すること。
4. “食は教育”の立場で、中学校の完全給食実施にむけて、検討委員会を設置して検討を進めること。当面、ミルク給食を早急に実施するとともに、業者弁当は、名古屋市で行われているような“給食”と位置づけたデリバリー方式を採用すること。

4) 障がい児の教育と卒業後の生活保障の充実を

1. 特別支援教育コーディネーターとして正規教員の加配を行うよう県に働きかけること。当面は、実態に見合うよう市費で必要な人員配置を行うこと。
2. 特別支援学校全館および個別支援学級の教室に空調システムを整備し、冷暖房を完備すること。
3. 特別支援学校（知的・肢体）の過大規模化解消のため、県の「養護学校再編整備のあり方に付いて（最終報告）」に基づいた市内整備を早急に推進するよう県に強く求めるとともに、市立の特別支援学校の新設、移転再整備を進め、大幅な定員拡大を図ること。
4. 盲・ろう特別支援学校の早期教育相談指導（0 歳～2 歳児）を制度化するよう国に働きかけること。また、専門教諭の定数を決めるに当たっては、実態に即して複数配置すること。現在配置されている市費による非常勤講師の配当時間を増やすこと。
5. ろう特別支援学校の通学に不可欠な市バス 201 系統を廃止せず、登下校時間帯に増便すること。
6. 通級指導教室の過大規模化を解消すること。
7. 個別支援教室に正規教員を加配するように県に働きかけること。当面は、実態に見合うよう市費で必要な人員配置を行うこと。
8. 市立高校において、特別支援教育を実施すること。また、市立高校も養護教育総合センターの相談対象にすること。
9. 聴覚障がいのある中学生のノートテイク（要約筆記）の回数を大幅に増やすこと。

5) 高等教育の充実を

1. 県内全日制高校の定員枠が減り、全日制公立高校への進学率が下がっている現状を解消するため、「公立高等学校設置者会議」の構成員である横浜市として、県内全日制高校の定員枠の拡大を働きかけるとともに、全日制横浜市立高校の定員枠を拡大すること。
2. みなと総合高校、横浜総合高校について、教室・施設・設備が不足しているため、早急に整備すること。
3. 鶴見工業高校の跡地利用については、特別養護老人ホームや市民利用施設など地域住民の要望にそったものにする。

6) 市立大学の教育環境の充実を

1. 保護者及び学生の生活状況の悪化を考慮して、学費の値上げを極力抑え、市立大学独自の奨学金制度を充実させること。
2. 金沢八景キャンパス整備マスタープランによる施設の耐震補強・老朽化対策等について、早急に再整備事業を行うこと。
3. 全員任期制は直ちに直視すること。
4. 3年次への進級要件として、TOEFL（英語能力テスト）500点以上の取得を条件とする進級制度を見直すこと。見直しを実施されるまでは、TOEFLにより進級できなかった学生に対して、奨学金の打ち切りを行わないこと。
5. 高度医療や政策医療を担う附属大学2病院への運営交付金を増額し、公立大学病院としての医療・研究機能を充実させること。
6. 一連の学位取得における金品授受事件の再発防止に努め、公正で民主的な教育・研究環境を再構築すること。
7. 公立大学病院として、医局の公正・民主的な運営に努め、医師派遣等による地域医療の充実に貢献すること。

7) 地域での子ども・青少年施策の拡充を

1. 横浜市青少年プランは、青少年も参加する委員会を設けて年次計画を立て、遅れている青少年施策の推進を図ること。
2. はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブなど全児童を対象にした事業にあわせ、地域で子どもが安心して過ごせる多様な居場所が求められているため、子ども達が安心してすごせる場所としての児童館設立を検討すること。また、スポーツができる広場を設置すること。
3. 「青少年の居場所支援事業」は、目標通り拡充すること。運営に当たっては、青少年の参加する運営委員会を作り、希望や意見を取り入れたものにする。
4. プレイパークのように、自主的な市民活動への支援を充実させること。

8) 図書館の充実を

1. 他都市と比べて人口比で圧倒的に少ない図書館を、各区2館を目標に計画的に増設すること。
2. 図書館に指定管理者制度を導入しないこと。また、付加的サービスについての有料化は行わないこと。
3. 激減している図書館資料費を増額すること。市民にとって学習・情報収集及び提供の場として重要な図書館の費用を、財政難を理由に削減しないこと。
4. 近隣市図書館との広域利用は、蔵書不足を互いに補えるとともに、市境に居住する市民の図書館利用を容易にするため、町田、川崎、藤沢、鎌倉、横須賀各市など近隣市との図書館の広域利用ができるようにすること。
5. 移動図書館の循環回数を増やすこと。
6. 市立小中高等学校の図書室に市費で学校司書を配置すること。

9) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

1. 1区1館の区民文化センターを早期に整備すること。
2. 硬式野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を各方面別にすすめること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。
3. 市内に未整備の武道館を直ちに建設すること。
4. 学校開放にあたっては、夜間電気代等の運営経費が市民負担になっているが、地域住民の文化・スポーツ活動の振興のため、無料にもどすこと。
5. 地区センターなど市民利用施設の利用時間・利用料金については、引き続き利用者の要望に沿って見直すこと。

(3) 横浜市の地域特性を生かした実効性のある地域産業政策を

1) 市内中小商工業者の育成と市内の経済循環を高める政策を

1. 中小商工業者の振興のための横浜市の責務などを規定する「中小企業振興基本条例」を、行政・中小商工業者・市民・研究者を入れた協議会を設置し制定すること。
2. 中小商工業者振興のための予算の増額、および中小商工業者を支援する部署の増員を図り、経済観光局主導の地域産業政策の立案と実施を行うこと。
3. 市内全中小商工業事業所を対象にした、経済観光局職員による対面・ヒヤリングによる悉皆調査を実施すること。
4. 地域の特性にあった経済振興を図るため、各行政区に経済振興課を設置して、区内の中小商工業者の経営相談・情報提供や各区の地域経済振興策を策定すること。
5. 企業立地促進条例認定企業について、社屋・研究所・工場等の建設に関わる市内建設業者の参入状況を調査し、公表すること。条例認定企業の従業員については市内雇用の比率を高め、雇用形態については正規雇用を原則とするよう指導するとともに、既に開業した企業についてはその実態を調査し、公表すること。また、市内経済への波及効果を数量的に明らかにし、公表すること。

6. 市内中小企業の市場開拓・経営能力を上げるため、産・学・官・NPO等の連携をすすめるセンターを設置すること。また、方面別に中小企業支援センターのブランチを置くこと。
7. 市内外の中小企業の異業種交流を進め、重層的で多様なマッチングの機会を確保すること。

2) 制度融資の一層の改善を

1. 中小商工業者への本市制度融資事業のパフレットを金融機関窓口に着置するなど、周知徹底を図ること。
2. 横浜市信用保証協会の役割を強化し、融資斡旋業務を行うよう制度の改善と体制の補強を行うと同時に、市制度融資取り扱い金融機関とその支店に、制度融資の相談に積極的に対応する窓口と係を設置するよう指導し、協力を求めること。
3. 「緊急事業支援融資（駆け込み資金）」など直貸しによる小額融資制度を創設し、迅速、簡便な審査で、金融事故や高利貸し被害を未然に防止すること。
4. 市民税以外の滞納を理由とした申し込み制限や、金融機関窓口での規制を止めさせるなど無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じること。
5. 市が行うすべての融資制度の返済期間を最低10年に延長すること。

3) 商店街の活性化・振興策を

1. 少子高齢化時代に適した商店街のコンセプトの作成と商店街整備を行うため、各区に地域住民・自営業者・区役所の担当で構成する「街づくり協議会」を設置すること。
2. 商店街の空き店舗の積極的活用を誘導すること。
3. 個性のある小売店を増やすこと。そのためのあらゆる情報を発信するサイトを、専門の市職員を配置して作ること。
4. 生き残りをかけ頑張っている生鮮3品の小売店に対する支援を、個別具体的に実施すること。
5. 中央卸売市場の公共的機能を拡充し、小規模な事業者の取引を保障すること。

4) 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を

1. 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」と附帯決議に基づき、地方自治体としての責務として元請・下請け関係の透明性を図ること。
2. 川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施されている、入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図る小規模工事随意契約登録制度をつくること。なお、工事の適正な施工を図るため、登録業者には市内在住で滞納がないなど最低限条件を設けること。
3. 入札制度は、ランク別業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。

4. 予定価格の事前公表及び低入札価格制度を廃止し、最低制限価格制度を導入すること。
5. 予定価格は、市場の実勢を的確に反映できる方法により積算し、適正な水準に設定すること。
6. 労務費の積算に当たっては、建設労働者の賃金水準および労働条件等を総合的に勘案し、適正に行うこと。
7. 受注者・発注者間の片務性を排除し、十分な協議のもとで変更契約を行うこと。また、元請・下請の片務性・不平等な取引を排除するための指導を強化すること。
8. 公共工事の地元中小企業向け発注について、金額・件数のそれぞれの目標を明確にし、その割合を引き上げること。また、市が購入する物品は市内中小業者に優先的に発注すること。
9. 総合評価落札方式については、価格評価偏重を排除し、構造物の安全・品質確保に必要な法令遵守・労働基準および地域振興に必要な要件などを重視すること。

5) 生き生きと生活できる雇用の創出を

1. 市民の働く権利を保障し、解雇を規制し、市民の働く職場や仕事づくりのための労働行政を本市の責任で行うこと。
2. 「公契約条例」を制定し、公共工事や指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」や業務委託契約等による公的施設における労働条件を守ること。
3. 本市と指定管理者の雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で保障すること。
4. 社会的責任として、市内企業に対して正規雇用を増やすよう積極的に働きかけること。
5. 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民活力推進局及び経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金や優遇税制制度などを創設すること。
6. 若者の就労支援のために職業訓練や就労セミナーなどを充実すること。

6) 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を

1. 神奈川県は食料自給率は3%（カロリーベース、2006年）と全国で東京都の1%に次いで低いが、食の安全性や農地の役割、脱温暖化、穀物類の物価高騰などが問題になっている現在、市内農業の推進がますます重要になっていることから、農業振興施策・予算を充実・増設させること。
2. よこはまブランド農産物の出荷促進対策として、出荷資材購入費の補助など、振興策を図ること。
3. 市内公共緑化に、市内生産の植木・花卉類を使用すること。
4. 生産緑地の農業振興を図るため、営農期間を30年から20年に短縮し、営農継続が困難な場合を買い取り要件に加えるなど、指定要件を緩和するよう国に働きかけること。

5. 農業の担い手育成のため、新規就農者や横浜チャレンジファーマー研修生に対して月 15 万円を 3 年間支給する「就農者支援制度」を国に求めるとともに、国の制度ができるまで横浜市独自の制度として実施すること。
6. 横浜チャレンジファーマー研修生の募集人員を増加し、研修内容を充実させること。
7. 環境にやさしい農業を促進するため、堆肥化施設等の整備等の補助を行うこと。
8. 遊休農地・荒廃農地を解消するため、賃借、市民農園等の開設等を積極的に支援すること。
9. 農業生産に伴う剪定枝や野菜残渣等の有機的処理を促進するため、グリーンコンポストプラントでのより広範な受け入れが可能になるよう、受付当日に全量受け入れができるようにすること。必要に応じて、現在 1 か所のプラントを増設すること。

(4)大型開発を見直して、生活・環境・防災重点の公共事業を

1) 不要不急の大型公共事業の見直しを

1. 既存の港湾設備（本牧・大黒・南本牧(MC-1.MC-2)ふ頭）を有効活用し、南本牧 MC-3、MC-4 など新たな大水深コンテナバース整備の計画は中止すること。
2. 国際競争力強化と称し、実施されている港湾利用コストの低減やリードタイムの短縮、364 日・24 時間稼動がもたらしている低賃金・過重労働の解消、無法な二重派遣の規制など、中小港運業者や労働者の保護および安全で働きやすい環境づくりに、全庁的に取り組むこと。
3. みなとみらい 21 地区の土地売却については、土地価格の事前公表を含む公募方式から、入札方式にすること。
4. 高速横浜環状道路計画は、白紙撤回をふくむ抜本の見直しを行うこと。
5. 「都市計画道路の見直し」にあたっては、住民の意見・要望を尊重し、環境に配慮した街づくり、必要な生活道路づくりを基本にすすめること。特に「岸谷線」など「廃止」を求める意見の強い路線について、住民合意を前提に整備の強行はしないこと。
6. P F I 手法の事業選択は慎重に対応し、地元業者が参加できるよう必要な支援制度を創設すること。
7. 羽田空港再拡張事業への 5 年間で 100 億円の無利子融資貸付計画については見直すこと。また、神奈川口構想は、市民が是非を判断できるよう情報公開を徹底するとともに、事業の必要性・効果を慎重に検討すること。
8. 横浜駅周辺大改造計画については、「ツインタワー」や高速道路の移設など巨大再開発事業を伴うものでなく、水害など防災対策に重点をおいた計画にすること。
9. 新市庁舎等の整備計画はいったん白紙に戻し、「住民投票」等によって市民に是非を問う機会を設け、改めて計画を検討すること。

2) 環境・生活重視型の市政運営に切り替える

1. 鶴見区末広町に建設が計画されている「大規模産業廃棄物処理施設」については、大気汚染による住民への健康被害、交通渋滞等の観点から、許認可については十分な審

査を行うこと。

2. 市街地緑地保全のために、緑地保存地区指定の対象面積の縮小など制度緩和で、緑地保全指定等の拡大を図ること。また、緑の保全・創造を理由とした「新税の創設」については、市民合意なしの強行は行わないこと。
3. 開発調整条例を強化し、貴重な緑を失う 3000 平方メートル未満の分割開発を規制すること。
4. 緑化地域に関する条例における緑化対象を、現行の 500 平方メートル以上を 300 平方メートル以上に引き下げ、建ぺい率などに応じて面積に弾力性を持たせるとともに、商業系・工業系用途地域も含めること。
5. 瀬上の森（栄区上郷町）における開発業者の都市計画提案(再)については、今後も認めず、貴重な緑地を保存すること。
6. 事業者からの温室効果ガスの削減を進めるために、地球温暖化対策計画の提出事業者を拡大するとともに、これらの事業者に温室効果ガス排出量の削減義務を課し、排出量取引制度を導入すること。合わせて、経営規模の小さい事業所に対して、財政的補助も含めて脱温暖化対策のサポートを強化すること。
7. 設置費用の補助を拡充し、住宅用太陽光発電システムや、太陽熱給湯・暖房などソーラーシステムの普及を促進すること。
8. コンビニエンスストアやファミリーレストランに対し、深夜営業の自粛要請を求める条例等を制定すること。
9. 金沢・野毛山・横浜動物園は、動物園に本来求められる「娯楽」「種の保存」「教育」「調査・研究」の 4 つの機能・役割を維持ための、必要な指定管理料を保障すること。また、ネーミングライツ（命名権）売却が検討されている野毛山動物園について、「社会教育の場」「公共性」の役割からネーミングライツ売却は取りやめること。
10. 共同住宅等の受水槽の検査・清掃が適切に行われるように指導・点検すること。また、直結給水方式への切り替えの促進へ助成等を拡充すること。
11. 水道事業の収益については、福祉・医療施設の利用料減免や、一般市民向けの料金引き下げとして、市民に還元すること。
12. 安全上問題の遊具を撤去した公園について、新たに安全な遊具を設置するなどの整備とともに、定期的に点検を行うこと。
13. ドッグランについては、本市の直接建設も含め整備を拡充すること。

3) 資源のリサイクルとごみ減量化の促進

1. 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制及び指導を強化し、分別収集の徹底による減量化をいっそう推進すること。
2. 「燃やすごみ」の夏季収集回数（週 3 回）を、現行の 7～8 月の 2 か月間から、6～9 月の 4 か月間に拡大すること。
3. 家庭ごみの容器包装プラスチック類は、市民の意見を踏まえて、収集回数を週 1 回から 2 回に増やすこと。

4. 家庭ごみ収集について無料制度を堅持すること。
5. 家庭用電気式生ごみ処理機の助成額を増額するとともに、生ごみ堆肥化の検討を推進すること。
6. ごみの分別違反者への過料については慎重を期し、ごみの分別・リサイクルについて、市民へ丁寧な啓発を優先させること。
7. 排出抑制を図るための現行施策をさらに充実させること。

4) 市営バス事業の堅持と市民の足を守る

1. 公営交通企業としての市営バス事業を堅持し、さらにサービス向上を図ること。そのために、必要な一般会計補助金を計上すること。
2. 「横浜市生活交通バス路線維持制度」の対象路線については、利用者の要望にもとづき、維持及び便数等の拡充を図ること。3年毎の見直しにあたっては、適用基準を下回る路線の場合でも、沿線住民の声を反映して、機械的な減便やルート変更はしないこと。
3. 市営バスの「暫定路線」は、引き続き交通局として運行し、増便を図ること。
4. これ以上の市営バスの民営移譲を止めること。
5. 市営バスの停留所の上屋設置を民間業者まかせにせず交通局が責任をもって進めること。停留所のベンチは、バスが見える向きに設置すること。
6. 交通不便地域を解消するために、路線の再編・新設、コミュニティーバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。
7. 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な利用者・事業者の負担にならないように補助を行うこと。
8. 燃油価格の高騰が深刻さを増す中で、大量の軽油を消費するバス事業者（市営・民間含め）に、公共交通を維持する立場及び、運賃値上げを避ける立場から「燃油補助金（仮称）」等の支援策をとること。

5) 安心して住み続けられるまちづくり

1. 切実な市民要望にもとづき、市営住宅の新規建設・管理戸数の増を図ること。
2. 「ヨコハマ・りぶいん」の家賃減額補助制度を見直し、新婚世帯や高齢者・障害者同居世帯にも、利用拡大にむけ家賃補助制度を拡充すること。
3. 市営住宅使用料の滞納者への強制的な退去は、悪質な場合を除き、機械的な対応はやめること。
4. 区役所に「建築問題相談室」（仮称）を、まちづくり調整局職員の派遣やNPOの協力を得て常設し、建築紛争やマンションの維持管理・耐震診断、建替え問題などきめ細かな相談に対応できるようにすること。
5. バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）にもとづいて建築物などのバリアフリー化を促進すること。とりわけ、鉄道事業者にも責務が課せられている「鉄道バリアフリー」については、本市の事業費補助等を活用して、鉄道事業者にエレベーター等の整備によるバリアフリー化を強力に働きかけ、早

急な推進を図ること。

6. 市役所・区役所等の駐車場は有料化しないこと。

6) 災害に強い安全なまちづくり

1. 公共施設にとどまらず、民間の学校・幼稚園、保育所、病院、診療所（各区の夜間急病診療所等を含む）などの施設等へ助成を拡充して、耐震化工事の促進を図ること。
2. 水道、下水道などライフラインなどの公共施設の耐震化などを推進すること。特に、現在耐震化率0%の浄水場と水再生センターの耐震化を急ぐこと。
3. 地域防災拠点に、災害用地下給水タンクあるいは飲料用緊急給水栓のいずれかを必ず設置するとともに、2階以上にある防災備蓄庫を1階に降ろすなど改善すること。
4. 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、パンフレットをわかりやすい内容に改善し、制度の周知徹底を行い、診断士などのきめ細かな相談支援及び、補強工事の助成拡充等を図ること。
5. マンションの耐震本診断と耐震補強工事を進めるために、助成拡充と利用促進を図ること。
6. (株)ヒューザー等によるマンション耐震設計偽装による被害住民への支援を図るため、本市に「耐震偽装対策推進室（仮称）」を設置し、遅れている耐震改修工事に向け、住民の立場に立った工法や設計の検討、公費の拡充や負担軽減に向けた支援策を抜本的に強化すること。
7. 自然災害で被災した個人家屋の再建費を助成する「被災者住宅再建支援制度」の創設など、公的補償制度をもうけること。
8. 消防力の「新整備指標」に基づく、消防出張所の削減はやめること。
9. 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図り、震災時の即応体制を強めること。
10. 地下街、中高層ビルでの防災・消火能力の強化を早急に図ると同時に、立ち入り査察を徹底し、指導・援助を強めること。
11. 時間降雨 50 ミリ対応の改修計画を早期に完成させること。河川の氾濫以外で、浸水頻度の高い地域について、水路整備、排水施設の改善等緊急対策を実施すること。そのためにも、水再生処理センターの統廃合・委託・民営化をしないこと。
12. 全区で防災計画「風水害対策編」を策定し、「洪水ハザードマップ」等による浸水等の情報提供や対策について、住民への周知を図ること。
13. 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保と地域住民への周知、施設・医療品・備蓄物品の拡充等を、さらに図ること。
14. 高齢者や障がい者等の災害時避難場所として、新たに地域ケアプラザを指定し、入浴・厨房施設の拡充及び、必要な医薬品・医療器具等を整備すること。
15. アスベスト対策として、無料でのレントゲン診断の実施と、除去・処理についての助成・補助制度を拡充すること。また、区役所で「認定患者申請手続き」等の窓口支援を行うこと。

(5) 情報公開・市民参加を拡充し、分権・自治を活かした市政運営を

1) 情報公開と市民参加のいっそうの推進を

1. 市民の市政への関心を高めるための工夫をいっそう強めるために、市政情報の周知方法を工夫すること。たとえば、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミの利用や、広報など市民へのお知らせ文書を地区センターや駅など、市民の目に触れる場所に置くことなど。
2. 市民との協働においては、市民と行政の対等な立場を堅持するために、いっそう政策企画段階からの情報公開と市民参加を保障すること。
3. 決定プロセスの「行政文書」や政策立案過程の文書も含めて公開し、公開対象をすべての第三セクター・指定管理者にも広げるなど、情報公開制度の拡充を図ること。
4. パブリックコメントを 364 万市民の意見として実効あるものにするため、市民に対する告知方法を工夫し、コメントの数値目標を定め、それに見合う期間を設けること。また、コメント内容の関係者が多く利用する場所や施設に配布すること。
5. 市民が市政に対して苦情申し立てをできる制度として、オンブズパーソン制度を創設すること。

2) 市民に開かれた各種審議会等に改善を

1. 各種審議会の委員の公募を委員数の 3 割以上に定め、市民代表の比率を高めること。
2. 審議会を市民が傍聴しやすいように、会議日の事前予告を時間的余裕を持って、市役所・区役所の掲示板への掲示、ホームページへの掲載とともに、地区センターや駅などにも掲示すること。審議会の会場は、多数が傍聴できるように十分ゆとりを持って設定すること。会議録の公開場所を拡充すること。

3) 男女共同参画推進条例・行動計画のいっそうの推進を

1. 女性の就業を促進するため、市内保育所の整備や事業所内保育所の整備も視野に入れた保育所整備を促進すること。
2. 育児・介護等家庭生活の両立支援のため、産児休暇・育児休暇や年次休暇を取りやすい職場環境の改善に、市が率先して取り組むとともに、民間事業者にも強く働きかけること。
3. DV被害者のための母子生活支援施設、一時保護施設を充実させるとともに、被害者の自立支援を強化すること。
4. 民間が運営する一時保護施設の支援を一層強めること。

4) 多様な市民活動の積極的支援策を

1. 区版市民活動支援センターを、未設置の行政区に早急に設置すること。また、桜木町と戸塚にある市民活動支援センターにおける専門家を増やし、区版市民活動支援センターの体制を支援すること。
2. 空き店舗、空きビルなどを身近な市民の活動拠点として活用するための支援策を充

実させること。

3. 地域活動推進補助金を増額し、町内会・自治会への地域活動支援制度を拡充すること。なお、防犯灯の維持・管理費は、別途支給すること。
4. 区づくり推進費の配分に税・国保料の収納率等の成果主義を持ち込まず、増額すること。
5. これ以上の指定管理者制度の導入はしないこと。指定管理者の再指定にあたっては
 - ①コストを最優先に追求する株式会社の指定を行わず、公的施設の役割である事業の継続性・安定性・専門性を維持する団体を指定すること。
 - ②公的施設のサービス水準の維持・向上のため、人件費削減に繋がる指定管理料の削減を行わないこと。市と管理者の雇用責任を明確にすること。
 - ③公的施設の運営に携わる人材育成に力を入れ、特に、専門性、継続性を重視すること
 - ④地方自治法にもとづき、公的施設の役割を効果的に発揮するために、非公募、直営に戻すことも選択枝とすること。
 - ⑤指定管理者への評価には、利用者・住民の声を取り入れ、それを公表するとともに、再指定の選定における透明性を高め、説明責任を果たすこと。

5) 区民サービスの向上と身近な区の自治機能の拡大を

1. 区役所の窓口での待ち時間を短縮させるとともに、窓口サービスの向上を図ること。窓口業務の民間委託はやめること。
2. 地区センター、コミュニティーセンターを増設し、地区センターには行政サービス機能をもたせるなど、市民に身近な行政を目指すこと。
3. 区長を準公選制とし、行政区単位に公選または応募による「区民協議会」の設置、中学校単位に地域協議会を設置し、住民自治の拡充、市民参加を促進すること。このような区組織に一定の権限や予算をもたせるため、区の権限や役割、区長や協議会委員の選出方法などを定めた条例を定めること。

(6) 米軍基地の返還をすすめ、世界に誇れる国際平和都市をつくること

1) 米軍住宅建設に反対し、米軍基地の即時無条件全面返還に全力を

1. 池子米軍家族住宅建設容認を撤回し、市是である米軍基地「早期全面返還」を貫くこと。
2. 米軍基地に関わる防衛施設庁との協議にあたっては、その内容をつぶさに公開すること。公開に当たっては、ホームページが利用できない市民に配慮すること。
3. 市内米軍基地の早期全面返還めざし、在住軍人がいなくなった上瀬谷基地をはじめ、遊休化が歴然としている深谷・富岡基地については、市長が先頭になって、議会と市民が一体の自治体ぐるみの運動を強め、国への働きかけを強化すること。
4. 上瀬谷、深谷、富岡基地においては、施設の安全管理を米軍にさせること。
5. 小柴基地の跡地利用については、貯油タンクの撤去を早期に行うとともに、地元地権者・住民の意見を十分反映させること。

2) 県内在日米軍基地の「再編」に反対し、非核平和都市として事業の積極的展開を

1. 放射能汚染などによって市民の命と健康を危険にさらす米軍横須賀基地への原子力空母配備、横浜ノースドッグの機能強化となるキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部配置に反対し、米軍、国に働きかけること。
2. 本市「国民保護計画」は各区実施計画も含めすべてを破棄し、市民を米軍の戦争に巻き込む有事法制の具体化には反対すること。
3. 市会としてだけでなく、横浜市としても非核都市宣言を行い、「非核証明書」のない軍艦船の横浜港入港を拒否すること。
4. 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」として設定し、国際平和の諸行事を実施すること。
5. 都市発展記念館に、空襲・戦災等の戦争と平和に関する資料の展示を行う“戦争と平和コーナー”を常設すること。
6. 米軍の戦闘機等の爆音に抗議し、横浜上空を飛ばないように強く要求すること。